

福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定

～「福島ならではの」を磨き、全国のモデルとなる豊かな福島の創生へ～

2011年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生から15年を迎える。環境省では、2012年から、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染や特定廃棄物の処理など福島県の環境再生に取り組んできた。県全体の復興のため、苦渋の思いで中間貯蔵施設や廃棄物関連施設を受け入れていただいた地域や関係者の皆様を忘れることなく、引き続き環境再生の取組を着実に進めていく。さらに、2018年から、脱炭素・資源循環・自然共生など環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」をスタートし、2020年に福島県と環境省で締結した協定の下、様々な取組を進めてきた。

また、福島県では、震災直後から県民に寄り添い、避難者の生活支援や帰還に向けた環境整備、国内外に対する風評払拭等に取り組んできた。さらに、事故の経験を踏まえ、再生可能エネルギー先駆けの地となることを目指した施策を展開し、再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、福島の魅力を生かした観光振興等にも精力的に取り組んでいる。

2026年度から始まる第三期復興・創生期間において、福島の復興をさらに前へ進めるため、これまでの取組を発展させていく必要がある。

このため、国立公園やトレイルなどの優れた自然資源を生かした「ふくしまグリーン復興構想」に基づく取組や、福島県の再生可能エネルギー先駆けの地を目指した取組など、「福島ならではの」の特長を生かした施策を環境省と福島県が連携して引き続き展開し、発信していくことは、環境保全の向上はもとより、原子力災害からの復興・再生や福島の魅力向上にも寄与するものと考えられる。

こうした取組は、パリ協定や国連のSDGsの目標達成に向けた具体的な取組であるとともに、復興・再生と地方創生を両輪で推進していく福島県総合計画の考え方や、環境政策を起点として様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく第六次環境基本計画の考え方を具現化するものであり、福島から全国に先進モデルを示していくものである。

環境省と福島県は、このような認識を共有し、原子力災害の影響の大きく残る浜通り地域をはじめ、福島の復興を一層進めるため、未来志向の環境施策の推進に向けて次に掲げる事項に連携協力して取り組んでいくものとする。

主な取組のテーマ

1 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

環境省と福島県は協力して、自然資源活用により交流人口の拡大を目指す「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向け、ロングトレイルの活用促進や自然公園等の魅力向上、官民連携等による保全と利用の好循環の創出等を図り、地域と一体となった滞在環境等の上質化を目指すとともに、「山の日」全国大会の福島県開催や、猪苗代湖の環境保全と魅力向上・発信、野生鳥獣の保護管理等を通じて、自然環境の保全と自然保護意識の醸成及びネイチャーポジティブの取組を推進する。

2 復興と共に進める気候変動対策の推進

「福島県気候変動対策推進計画」、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」等を踏まえ、環境省と福島県は協力して、浜通り地域をはじめ福島の復興を加速させるため、県内における省エネルギー対策や地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進、福島県産水素の利活用、これらの取組を通じた未来志向のまちづくりなどカーボンニュートラルと復興の取組を推進する。

3 循環経済を目指した施策の推進

環境省と福島県は協力して、循環経済の視点から、自立・分散・ネットワーク型の社会の形成を視野に入れ、復興に貢献し、地域と共生した再生可能エネルギーの地産地消の推進等に取り組むほか、廃棄物の発生抑制や循環的な利用に関する取組、災害にも強い資源循環スキームの整備促進、循環経済を推進する新しい産業や企業活動の創出など、多様な主体との連携を強化し、レジリエント（強靱）な社会のモデルとなる取組を推進する。

4 本協定の効果的な実施に関する共通事項

環境省と福島県は協力して、広く県民や企業、市町村等の積極的な参画を促すため、イベント等の開催や優良な取組の表彰制度等を連携して行うとともに、交流人口・関係人口の増加につながる人流の創出に取り組む。また、本協定に基づく取組を通じて、福島の復興の姿と「福島ならではの」魅力を広く国内外に発信し、浜通り地域をはじめ福島県の復興・再生及び地方創生を進める。本協定の期間は2030年度までとし、定期的に進捗状況のフォローアップを行うための会議を合同で開催する。

令和8(2026)年3月29日

環境大臣

石原宏高

福島県知事

内堀雅雄